

令和8年度版
林業制度資金
の御案内

頑張るあなたをサポート！



どんな資金をお探しですか？

※ この表は、主なものだけ載せてあります。

		木材産業等 高度化推進資金	国産材生産 流通促進資金	(株)日本政策 金融公庫資金	林業・木材産業 改善資金
林業関係	苗木生産用機械の購入	×	×	○ (林業基盤整備資金)	○
	森林取得のための費用	×	×	○ (林業経営育成資金)	○ (立木の取得のみ)
	造林・保育にかかる費用	○ (林業経営改善資金)	×	○ (林業基盤整備資金)	○
	素材生産にかかる費用	○ (事業経営改善合理化資金等)	○	×	×
	間伐にかかる費用	×	○	×	○
	素材生産用機械の購入	×	×	○ (農林漁業施設資金)	○
	きのこの生産施設の整備	×	×	○ (農林漁業施設資金)	○
木材加工・流通関係	素材の購入代金	○ (事業経営改善合理化資金等)	○	×	×
	間伐材の購入代金	×	○	×	×
	木材を加工する費用	○ (事業経営改善合理化資金等)	○	×	×
	木材加工施設の設置	×	×	○ (農林漁業施設資金)	○
	流通販売施設の設置	×	×	○ (農林漁業施設資金)	○
	木材製品の購入代金	○ (事業経営改善合理化資金等)	○	×	×
	木材流通に係るコーディネート費用	○ (木材安定供給資金)	○	×	×

○… 貸付ができるもの
×… 貸付ができないもの

資 金 名		利用できる方	金利 (%)	ご返済 期 間 (年以内)	ご融資の限度額
木材産業等高度化推進資金	事業経営改善 合理化資金	組合、森林所有者 木材市場開設者 数人共同の事業体等	1.95 ～ 2.85	1 ～ 5	1億円 (特認 2億円～5億円)
	木材高度加工 資 金	組合、森林所有者 木材製造業を営む者 等	1.95 ～ 2.20	1 ～ 5	1億円 (特認 2億円)
	林業経営改善 資 金	林業を営む者 等	1.95 ～ 2.85	1 ～ 5	1億5千万円～2億円 (特認 4億円)
	木材安定供給 資 金	森林所有者、木材利 用事業者 等	1.95 ～ 2.20	1 ～ 5	3億円 (特認 4億円)
国産材生産 流通促進資金		素材生産業者 木材産業事業者 産直住宅建設事業者	2.25	1	素材生産業者等 1千万円 産直住宅建設事業者 3千万円 (ただし、500万円以内/棟)
株式会社日本 政策 金融 公庫 資金	林業基盤 整備資金	林業を営む個人、 法人、森林組合等	1.95 ～ 3.15	15 ～ 55	必要金額の80～100% または400万円 (資金種類により変化します)
	森林整備 活性化資金	同 上	無利子	30	負担する金額の2/7以内
	林業構造改善 事業推進資金	同 上	3.00 ～ 4.15	20	必要金額の80%以内 (資金種類により変化します)
	林業経営 育成資金	同 上	1.95 ～ 3.15	10 ～ 35	必要金額の80%以内 (資金種類により変化します)
	農林漁業セーフ ティーネット資金	同 上	1.95 ～ 3.00	15	600万円
	農林漁業 施設資金	同 上	1.95 ～ 3.10	15	必要金額の80～90%以内 (資金種類により変化します)
	振興山村・過疎 地域経営改善資金	同 上	3.00 ～ 4.15	25	1,300万円～5,200万円 (利用者により変化します)
	新規用途 事業等資金	同 上	2.95 ～ 3.40	10 ～ 15	必要金額の80%以内
林業・木材産業 改善資金		林業従事者 木材産業事業者 等	2.45 ～ 3.30	10 ～ 15	必要金額の80%以内
林業・木材産業 改善資金		林業従事者 木材産業事業者 等	無利子	10	1,500万円～1億円 (利用者により変化します)

※ 金利は令和8年7月現在のものであり、金利情勢により変動することがあります。

※ 各資金ごとに、貸付の限度額や担保・保証人の有無が設定されております。

※ 上記貸付対象者については、貸付内容ごとに条件が付加されます。

詳しくは、県農林水産事務所林業関係課へお問い合わせください。

林業関係制度資金について

○ 木材産業等高度化推進資金

資金融資にあたっては、「合理化計画」、「林業経営改善計画」又は「木材安定供給確保事業計画」を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

取扱金融機関へ認定書の写しなどを添えて申込みを行ってください。ただし、県全体での貸付枠が決まっていますので、お早めにお問い合わせください。

○ 国産材生産流通促進資金

資金融資にあたっては、「事業計画」を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

取扱金融機関へ認定書の写しなどを添えて申込みを行ってください。ただし、県全体での貸付枠が決まっていますので、お早めにお問い合わせください。

○ 株式会社日本政策金融公庫資金

林業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融資することが困難なものを融通しています。

資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫が行っております。

林業経営改善計画を作成し、知事の認定を受けた方については、融資等の特例があります。

○ 林業・木材産業改善資金

経営改善等のために行う新たな事業の開始等に必要な施設資金を融通しています。

林業・木材産業改善措置にかかる事業計画を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

担保・保証人について

- 各金融機関の定めるところにより、担保・保証人等が必要になります。

- 金融機関から融資を受ける際、独立行政法人農林漁業信用基金の林業信用保証制度を利用できる場合があります。

借入に当たっての流れ

取引のある金融機関またはお近くの農林水産事務所に相談してください。



必要書類（申込書、事業計画書、見積書、カタログ等）を用意してください。
（必要書類は資金によって異なります。）



金融機関へ、資金の申込みを行ってください。



金融機関から、貸付決定の通知が届きます。



事業の実施が可能となります。

独立行政法人農林漁業信用基金 の林業信用保証制度

林業・木材産業関係者の方が金融機関から運転資金及び施設資金の融資を受けようとするときに、円滑かつ有利に借入ができるようその借入を保証するものです。

保証を受けるには、保証額に応じた出資金と保証料、連帯保証人、場合によっては担保が必要となります。

利用できる方	①造林又は育林事業 ②素材生産業 ③木材・木製品製造業 ④薪炭生産業 ⑤林業種苗生産業 ⑥きのこ生産業 ⑦木材卸売業（知事から「合理化計画」又は「木材安定供給確保事業計画」の認定を受けたものに限る。）を営む組合・会社・個人等
保証の範囲 （保証額）	借入額の80%以内 ただし、災害復旧等をするために必要な資金、木材産業等高度化推進資金等については100%となる場合あり
保証の期間	運転資金：3年以内（特認7年以内） 設備資金：15年以内 資金区分により異なります。
保証料	保証額×年0.15～1.80%
連帯保証人	原則1名以上 （ただし、一定の要件を満たした会社・個人の場合は免除）
必要な出資額	保証額÷愛知県の保証倍率 （令和8年4月1日現在 45倍）

詳しくは、農林漁業信用基金のホームページをご覧ください。
<<https://jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>>

お問い合わせ先

尾張農林水産事務所 林務課	〒460-0001
名古屋市中区三の丸2-6-1	TEL 052-961-1689
海部農林水産事務所 農政課	〒496-8532
津島市西柳原町1-14	TEL 0567-24-2152
知多農林水産事務所 林務課	〒475-0903
半田市出口町1-36	TEL 0569-21-8111
西三河農林水産事務所 林務課	〒444-0860
岡崎市明大寺本町1-4	TEL 0564-27-2730
豊田加茂農林水産事務所 林務課	〒471-8566
豊田市元城町4-45	TEL 0565-32-7369
豊田加茂農林水産事務所 森林整備課	〒444-2424
豊田市足助町岡田3-1	TEL 0565-62-0501
新城設楽農林水産事務所 林業振興課	〒441-2301
北設楽郡設楽町田口字小貝津6-2	TEL 0536-62-0547
新城設楽農林水産事務所 新城林務課	〒441-1383
新城市字東入船115番地	TEL 0536-24-1006
東三河農林水産事務所 林務課	〒440-0806
豊橋市八町通5-4	TEL 0532-35-6175
(株)日本政策金融公庫 名古屋支店	〒450-0002
名古屋市中村区名駅3-25-9	TEL 052-582-0745
(一社)愛知県木材組合連合会	〒460-0017
名古屋市中区松原2-18-10	TEL 052-331-9386
愛知県森林組合連合会	〒460-0002
名古屋市中区丸の内3-5-16	TEL 052-961-9156
農林基盤局 林務部 林務課	〒460-8501
名古屋市中区三の丸3-1-2	TEL 052-954-6407